

## 建設業法令遵守講習会を開催

～10月から12月は「建設業取引適正化推進期間」です～

北海道開発局及び北海道では、10月から12月までを「建設業取引適正化推進期間」と定め、この期間に建設業法に関する講習会の開催等、集中的に法令遵守に関する活動を実施しています。

当期間における活動の一環として、**建設業法令遵守講習会**を下記のとおり開催します。今年10月に施行された改正建設業法についても説明します。

### 記

- 日時 令和2年12月1日（火） 午前の部 10:00～12:00  
午後の部 13:10～15:10
- 場所 TKP札幌駅カンファレンスセンター 3階 カンファレンスルーム3D  
（札幌市北区北7条西2丁目9 ベルヴェオフィス札幌）
- 定員 各回50名（各社最大2名まで）
- 建設業法令遵守講習会概要（予定）
  - 建設業の適正取引に向けて ～実際のトラブル事例を踏まえて～  
【公益財団法人建設業適正取引推進機構】
  - 建設業法改正のポイント 【北海道開発局】
  - 金属関連業者との取引条件改善に向けて【経済産業省】

※詳細は、別紙を参照願います。

※当日は、記者席をご用意しております。

【問合せ先】国土交通省 北海道開発局 電話（代表）011-709-2311

事業振興部 建設産業課 課長補佐 坂口 一也（内線5886）

事業振興部 建設産業課 建設業適正契約専門官 渡辺 充（内線5893）

北海道開発局ホームページ <https://www.hkd.mlit.go.jp/>



## 10月から12月は「建設業取引適正化推進期間」です

建設業における取引の適正化については、従来から、建設業法（昭和24年法律第100号）の厳正かつ適正な運用により、法令の遵守指導等を通じ、その推進を図ってきたところです。

しかしながら、依然として建設業の請負契約における不適切な取引が見受けられることから、建設業の健全な発達を促進するため、建設業取引の適正化をより一層推進する必要があります。

このため、北海道開発局と北海道は、10月1日から12月28日までを「建設業取引適正化推進期間」として、法令遵守に関する活動を集中的に行っています。

主な活動内容としては、北海道開発局と北海道が連携して、講習会を開催するとともに、不適正な取引が行われていないかなどの観点で許可業者に対して営業所への立入検査を実施します。このほか、ホームページやポスター等を通じ、取引適正化の取組に関する広報を行います。

### 「建設業法令遵守講習会」を開催します

北海道開発局と北海道は、建設業取引適正化推進期間における活動の一環として、建設業法令遵守講習会を開催します。

講習会では、建設業取引における法令違反行為の防止や下請取引の適正化のほか、今年10月に施行された改正建設業法について、関係行政機関等担当者が講師となって説明しますので、ぜひ御参加ください。

#### 建設業法令遵守講習会 開催案内

日時：12月1日（火） 午前の部 10:00～12:00

午後の部 13:10～15:10

場所：TKP札幌駅カンファレンスセンター 3階 カンファレンスルーム3D

（札幌市北区北7条西2丁目9 ベルヴェオフィス札幌）

定員：各回50名（各社最大2名まで）

<講習会概要>（午前の部、午後の部は同一の内容です）

① 建設業の適正取引に向けて ～実際のトラブル事例を踏まえて～

【公益財団法人建設業適正取引推進機構】

② 建設業法改正のポイント【北海道開発局】

③ 金属関連業者との取引条件改善に向けて【経済産業省】

#### <申込方法>

○ FAX又は電子メール

北海道開発局ホームページに掲載する「建設業法令遵守講習会参加申込書」に必要事項を記載の上、11月17日（火）までにお申込みください。

URL：<https://www.hkd.ml.it.go.jp/ky/jg/kensan/ud49g700000e3sq.html>

申込先 FAX番号：011-738-0235

メールアドレス：hkd-ky-kensetsugyo@gxb.ml.it.go.jp

※ 申込時に提供された個人情報につきましては、当説明会の運営・管理のみに使用します。

※ 当日は、公共交通機関を御利用ください。（駐車場はございません）

**※ 札幌第1合同庁舎の駐車場は利用できません（認証を行うことができません）。**

※ 定員に達した場合は、参加をお断りする場合がございますので、あらかじめ御承知おきください。

※ 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、入室時のマスクの着用、手指の消毒、検温にご協力をお願いします。場合によっては入室をお断りする場合がございます。体調の優れない方は代理の方による出席をご検討いただきますようお願いいたします。

#### 【お問合せ先】

国土交通省北海道開発局事業振興部建設産業課 TEL011(709)2311(内線5893)

## 建設業法令遵守講習会

### 参加申込書

企業等名		
所在地	(〒      -      )	
電話番号		
参加希望 時間帯 いずれかに○を 付けてください	午前の部	10:00~12:00
	午後の部	13:10~15:10
参加者名	役職	氏名
	記入例 ■■課長	●● ▲▲

**お申し込み期限 11月17日(火) 17:00まで**

※定員に達した際は、参加をお断りする場合がございますので、  
あらかじめご承知置きください。

- 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、入室時のマスクの着用、手指の消毒、検温にご協力をお願いします。場合によっては入室をお断りする場合がございます。当日、体調の優れない方は代理の方による出席をご検討いただきますようお願いいたします。
- 当日は、公共交通機関をご利用ください。(駐車場はございません)
- 札幌第1合同庁舎の駐車場は利用できません。  
(駐車券の認証を行うことができません)

【問合せ先】 北海道開発局 事業振興部 建設産業課  
TEL:011-709-2311(内線5893)

# 会場案内図

## TKP札幌駅カンファレンスセンター

札幌市北区北7条西2丁目9 ベルヴェオフィス札幌

